

公売公告兼見積価額公告別紙

売却区分番号	姫26-5		
見積価額	3,550,000円		公売保証金 360,000円
財産の表示	1 土地 所在 : 姫路市打越字宮ヶ谷 地番 : 1 7 7 6 番 2 地目 : 宅地 地積 : 3 3 0 ・ 6 1 平方メートル 2 建物 所在 : 姫路市打越字宮ヶ谷 1 7 7 6 番地 2 家屋番号 : 1 7 7 6 番 2 種類 : 居宅 構造 : 木造瓦葺平家建 床面積 : 9 9 ・ 7 3 平方メートル (不動産登記簿の表示による)		
公法上の規制	都市計画区分	市街化調整区域	
	建蔽率	60%	
	容積率	200%	
接道条件	東側が幅員約6.0メートルの市道に接面		
地盤・地勢	間口約14メートル、奥行約23メートルの平坦な中間画地		
供給処理施設	上水道	あり	
	公共下水道	あり	
	都市ガス	なし	
使用状況及び賃貸借関係等	財産1は、財産2の敷地として利用されている。 財産2は、登記簿上平成9年2月6日の建築であり、令和8年8月現在、所有者が居宅として利用し、居住していると思われるが、詳細は不明。		
最寄駅等	バス停「緑台口」停から西方約100メートルに位置する。		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
留意事項	公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。 1. 公売財産については、あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。 2. 姫路市は、公売財産の種類又は品質に関する不適合について、担保責任を負いません。 3. 国税徴収法第89条第3項の規定による一括換価の方法により公売します。 4. 姫路市は、公売財産の引渡し及び公売財産を占有する者に対する明渡しの義務を負いません。姫路市は、法令の規定に基づき、権利移転の登記を登記所に嘱託します。 5. 公売財産と隣接地との境界については、買受人の責任において隣接地所有者と協議してください。 6. 公売財産内に残置された動産の取扱いについては、買受人の責任において、その所有者と協議してください。 7. 姫路市は、公売財産について、土壌汚染、アスベストその他の有害物質に関する専門的な調査を行っていません。		

問合せ先 姫路市財政局税務部納税課 電話 079-221-2289